

岡山家庭裁判所委員会議事録概要

第1 開催日時

平成18年12月22日(金) 午後3時00分

第2 場所

岡山家庭裁判所大会議室

第3 出席者

13人(男性10人,女性3人)中12人(男性9人,女性3人)の委員が出席

第4 議事

1 所長あいさつ

2 出席委員の自己紹介

前回の委員会(7月3日)から今回の委員会までに任命された委員7人を含め,各委員が自己紹介を行った。

3 副委員長長の任命

出席委員全員の承認のもと副委員長1名の任命が行われた。

4 意見交換等

テーマ 「少年事件における被害者への配慮について」

- (1) 少年審判手続についてのビデオを視聴した後,少年係主任書記官から,同手続についての説明が行われた。
- (2) 被害者配慮のための制度が設けられた背景について裁判官から説明が行われた。
- (3) 少年事件で被害を受けた人の制度について訟廷管理官から説明が行われた。

((1)~(3)についての質疑応答)

事件で被害を受けた方の損害賠償はどのようになるのでしょうか。

損倍賠償の請求は被害者の方の自由に任せられ,加害者のアクションは加害者に任せられますが,現状では,被害者の方が民事裁判をするなどして請求することになると思われます。

被害者配慮のための制度についてのリーフレットは被害者の方にこういった形で渡されているのですか。

リーフレットは,警察署,検察庁及び保護観察所等に相当の部数を配布しており,このような制度があるということを説明していただくようお願いしています。また,被害者の方が裁判所の窓口に来られて,自分は被害者で何らかの権利行使をしたいということであれば,リーフレットをお渡しして手続をしてもらっているという状況にあります。

- (4) 少年犯罪被害者と報道に関して,委員から意見が述べられた。

報道機関における報道については,少年犯罪における加害少年をどう扱うのか,犯罪被害者に対する報道はどうあるべきかという問題があると思われる。

情報が少なければ少ないほど,取材が加熱し,集団的加熱報道(メディアスクラム)が起こることがある。報道機関としては,どこまで報道するのかというところの判断をいつも迫られることになる。実名で報道するべきか匿名で報道するべきかということもいつもぶつかる問題である。少年法の精神をどう報道に反映させるかという問題がある。

(5) 犯罪被害者に対する弁護士の取組について

弁護士から犯罪被害者に対するサポート等について紹介がなされた。

被害者サポートセンター岡山（V S C O（ビスコ））について

警察との連携による安全の確保，身の回りの世話や報道機関への対応など直接支援に力を入れている組織である。

N P O 法人おかやま犯罪被害者サポート・ファミリーズ

被害者の家族を中心に集まり，支援活動を行っており，弁護士も支援活動に加わっている。

おかやま犯罪被害者支援センター

リーガルエイドおかやまの中にある組織であり，民間支援センターとの連携による相談，法テラスとの連携を踏まえた支援活動などを行っている。

法テラス

犯罪被害者支援ダイヤルにより，制度，相談窓口や精通弁護士の紹介，民事法律扶助などを行っている。

5 次回の岡山家庭裁判所委員会について

今回は，平成19年3月7日に引き続き「少年事件における被害者への配慮について」をテーマに開催されることになった。